

「電力の小売営業に関する指針」 新旧対照表

改定後	現行
<p>電力の小売営業に関する指針</p> <p>目次</p>	<p>電力の小売営業に関する指針</p> <p>目次</p>
<p>序 (略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法</p> <p>ア 電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する<u>基本的な考え方</u></p> <p>    i) <u>本指針の位置づけ</u></p> <p>    ii) <u>電源構成及び非化石証書の使用状況の開示に関する基本的な整理</u></p> <p>イ <u>望ましい行為</u></p> <p>    i) 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示 (削る)</p> <p>    ii) <u>望ましい算定や開示の方法</u></p> <p>    iii) <u>「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合における望ましい行為</u></p> <p>ウ 問題となる行為</p> <p>    i)～iv) (略)</p> <p>    (削る)</p> <p>    v) <u>「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</u></p> <p>エ <u>電源構成及び非化石証書の使用状況の開示を行う場合の表示例</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 (略)</p>	<p>序 (略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法</p> <p>ア 電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する<u>考え方</u> (新設)</p> <p>イ <u>望ましい行為及び電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示を行う場合の具体例</u></p> <p>    i) 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示</p> <p>    ii) <u>電源構成及び非化石証書の使用状況の開示を行う場合の具体例</u></p> <p>    iii) <u>望ましい算定や開示の方法</u> (新設)</p> <p>ウ 問題となる行為</p> <p>    i)～iv) (略)</p> <p>    v) <u>各種電力メニュー等に関する表示例</u></p> <p>    vi) <u>「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</u> (新設)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】 (略)</p>

改 定 後	現 行
<p>序 (略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法</p> <p>ア 電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する<u>基本的な考え方</u></p> <p>i) <u>本指針の位置づけ</u></p> <p>小売電気事業者が電源構成等（電源構成のほか、発電所の立地地域等を含む。以下同じ。）や非化石証書の使用状況の情報を開示した場合には、需要家が小売電気事業者や電気料金メニューを選択するに当たって、価格に加え、これら他の要素も比較した上で選択することが可能となる。また、これらの情報の開示が行われると、価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待される。さらに、<u>需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことで、エネルギー供給構造がより効率化されることが期待されるとともに、供給側においても供給構造の安定性がより効果的に発揮されることにつながると考えられる。これらを踏まえると、供給側が電源構成等や非化石証書の使用状況の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気を選択を行うことには一定の意義があると考えられる。</u></p> <p>他方、これらの情報については、需要家の誤認を招く方法で開示される場合や明確な根拠なく算定される場合には、需要家の利益を損ねるとともに、事業者間の競争条件を歪める可能性がある。このため、本指針において問題となる算定や開示の方法などについて示すことで、<u>適正な情報の開示を図り需要家による選択を確保することとする。また、適正な情報開示に関する理解に資するため、具体的な表示例を1(3)エに記載している。</u></p> <p>ii) <u>電源構成及び非化石証書の使用状況の開示に関する基本的な整理</u></p> <p><u>電源構成や非化石証書の使用状況の開示に当たって、FIT電気<sup>11</sup>などの電源種と非化石証書の使用の有無により、様々な組み合わせが想定されるところ、基本的な整理は下表のとおりである。なお、非化石証書を使用しない場合、「グリーン電力」など、販売する電気そのものについて環境価値を訴求することはできないものの、電気の販売という事業を通じて、非化石証書以外の証書やクレジット等における価値を訴求することは妨げられない。</u></p> <p><u>その上で、これらの開示に関して、望ましい行為及び問題となる行為の具体的な内容については、1(3)イ及びウに記載のとおりである。</u></p>	<p>序 (略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法</p> <p>ア 電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する<u>考え方</u></p> <p>小売電気事業者が電源構成等（電源構成のほか、発電所の立地地域等を含む。以下同じ。）や非化石証書の使用状況の情報を開示した場合には、需要家が小売電気事業者や電気料金メニューを選択するに当たって、価格に加え、これら他の要素も比較した上で選択することが可能となる。また、これらの情報の開示が行われると、価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待される。さらに、<u>平成30年7月に策定された「エネルギー基本計画」においては、需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことで、エネルギー供給構造がより効率化されることが期待されるとともに、供給側においても供給構造の安定性がより効果的に発揮されることにつながるとい考え方が示されている。これらを踏まえると、供給側が電源構成等や非化石証書の使用状況の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気を選択を行うことには一定の意義があると考えられる。</u></p> <p>他方、これらの情報については、需要家の誤認を招く方法で開示される場合や明確な根拠なく算定される場合には、需要家の利益を損ねるとともに、事業者間の競争条件を歪める可能性がある。このため、本指針において問題となる算定や開示の方法などについて示すことで、<u>適正な情報の開示を図り需要家による選択を確保することとする。</u></p> <p>(新設)</p>

		調達する電源種				
		①	②	③	④	
		FIT電気	FIT電気以外の非化石電源		①～③以外	
			再エネ電源 (卒FIT・FIP・大型水力など)	②以外の非化石電源 (原子力など)	JEPX調達・火力など	
非化石証書の使用	あり	FIT非化石証書 再エネ指定	再エネ + CO2ゼロエミ (※1・2)	再エネ + CO2ゼロエミ (※2)	実質再エネ + CO2ゼロエミ (※2・3)	実質再エネ + 実質CO2ゼロエミ (※2・3)
		再エネ指定 なし	CO2ゼロエミ (※1・2)	CO2ゼロエミ (※2)		実質CO2ゼロエミ (※2・4)
	なし	環境価値の訴求不可 (※5)				

- ※1 FIT電気については、①「FIT電気」であること、②FIT電気の割合、③FIT制度の説明、の3要件が必要。
- ※2 必要量の非化石証書を割り当て、CO2排出量がゼロとなるように調整した場合。
- ※3 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これにFIT非化石証書又は再エネ指定の非FIT非化石証書を使用している旨の説明が必要。
- ※4 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定なしの非FIT非化石証書を使用している旨の説明が必要。
- ※5 非化石証書以外の証書やクレジット等を用いた場合は、販売する電気そのものについて、環境価値の訴求はできないことに留意。また、「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることは、環境価値の訴求に当たることにも注意が必要。ただし、小売電気事業者からの電気の購入に伴って、非化石証書以外の証書やクレジット等の価値が需要家にもたらされる場合は、販売する電気そのものの環境価値ではない旨を明示した上で、当該非化石証書以外の証書等の価値を訴求することは妨げられないことに留意。

<sup>11</sup> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気（小売電気事業者が調達した当該再生可能エネルギー電気について再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の交付金を受けている場合に限る。）をいう。

改定後	現行
<p>再生可能エネルギー電気特措法に従い、以下のエネルギー源を変換して得られる電気である必要がある。以下同じ。</p> <p>① 太陽光 ② 風力 ③ 水力（設備認定基準上、出力が3万kW未満の水力発電所を用いたものに限定されている。） ④ 地熱 ⑤ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）。以下同じ。）</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>い) 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示</p> <p>小売の全面自由化後の電力市場においては、需要家が自ら選択を行い、そのニーズに応じて小売電気事業者が必要な情報を開示するといった取組が、需要側及び供給側の双方で進んでいくことが期待される。電源構成の開示については、①小規模な事業者にとって負担となること、②小売電気事業者が開示するためには発電事業者から小売電気事業者に対して電源種別に関する情報提供が必要となることなどについて留意が必要であるが、供給側が電源構成の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには意義があることから、需要側による選択の取組の成熟と併せ、小売電気事業者が、<u>1（3）イ ii）の「望ましい算定や開示の方法」</u>や1（3）ウの「問題となる行為」の記述を踏まえつつ、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うこと（その際には、需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載すること）が望ましい。</p> <p>また、<u>小売電気事業者の非化石電源比率は電源構成ではなく非化石証書の使用量に基づき定まり、需要家の選択の観点から、小売電気事業者は電源構成の開示に加えて非化石証書の使用状況についても情報を開示することが望ましい。</u></p> <p>その際には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく<u>二酸化炭素排出係数<sup>12</sup></u>を併せて記載することが望ましい。</p> <p><sup>12</sup> 経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官ほか「電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（令和6年11月25日。以下「排出係数算出通達」という。）に基づいて算出される<u>基礎排出係数及び調整後排出係数</u>をいう。</p>	<p>イ 望ましい行為及び電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示を行う場合の具体例</p> <p>い) 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示</p> <p>小売の全面自由化後の電力市場においては、需要家が自ら選択を行い、そのニーズに応じて小売電気事業者が必要な情報を開示するといった取組が、需要側及び供給側の双方で進んでいくことが期待される。電源構成の開示については、①小規模な事業者にとって負担となること、②小売電気事業者が開示するためには発電事業者から小売電気事業者に対して電源種別に関する情報提供が必要となることなどについて留意が必要であるが、供給側が電源構成の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには意義があることから、需要側による選択の取組の成熟と併せ、小売電気事業者が、<u>後述の1（3）イ iii）の「望ましい算定や開示の方法」</u>や1（3）ウの「問題となる行為」の記述を踏まえつつ、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うこと（その際には、需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載すること）が望ましい。</p> <p>また、<u>後述のとおり非FIT非化石証書に係る制度導入により、小売電気事業者の非化石電源比率は電源構成ではなく非化石証書の使用量に基づき定まるものとなったことから、需要家の選択の観点から、小売電気事業者は電源構成の開示に加えて非化石証書の使用状況についても情報を開示することが望ましい。</u></p> <p>その際には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく<u>二酸化炭素排出係数（調整後排出係数<sup>11</sup>）</u>を併せて記載することが望ましい。</p> <p><sup>11</sup> 経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（令和2年7月10日。以下「排出係数算定通達」という。）に基づいて算出される調整後排出係数をいう。</p>

(削る)

ii) 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示を行う場合の具体例

後述の1(3)イiii)及び1(3)ウで述べる、電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、これらの情報を開示する場合の具体例を以下に示す。

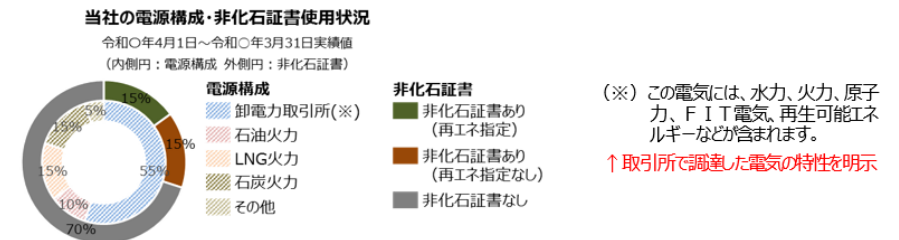
前記のように、小売電気事業者は電源構成に加えて非化石証書の使用状況の情報も開示することが望ましい。このことを踏まえて、電源構成と非化石証書の情報を一つのグラフ内で示す例と、二つのグラフを併記する例の2例を示す。

いずれの場合においても、注釈については、電源構成の表示と近接した箇所に分かりやすく表示することが望ましい。近接した箇所の分かりやすい表示と言えるためには、媒体に応じて、見やすい文字の大きさとし<sup>12)</sup>、注釈元の表示と同じ視野に入るなど注釈の対応関係が明瞭に認識できる箇所<sup>13)</sup>に記載するものとする(以下同じ)。

<sup>12)</sup> 例えば、手に取って見る印刷物の場合には日本産業規格Z8305に規定する8ポイント未満の文字では十分ではなく、注釈元の表示の大きさととのバランス等によってはこれよりも大きい文字とすることも必要となり得る。

<sup>13)</sup> 例えば、パソコンでのホームページの表示の場合にはスクロールを要しない箇所などをいう。

例1. 一つのグラフ内で示す例



当社は水力電源を20%以上とする20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成及び非化石証書使用状況は上記のとおりです。

↑電源特定メニュー・再エネメニューの販売がある場合には、それらメニュー分を控除して算出したものを記載することが望ましい【※】  
 【※ 控除しない場合にはそれぞれメニューでの販売電力量が含まれることの注釈を付す。】  
 例、当社は水力電源を20%とする20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量(〇kWh)のうち、このメニューによる販売電力量(〇kWh)及び非化石証書使用量を含んだ数値です。(令和〇年度(令和〇年4月1日～令和〇年3月31日)の実績値)

(注1) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けしています。  
 ①〇〇電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の令和〇年度の電源構成に基づき仕分けしています(今後、令和〇年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)  
 ②他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱としています。

↑他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

(注2) 当社の令和〇年度のCO2排出係数(調整後排出係数)は〇〇です(単位: 〇kg-CO2/kWh)。当社は再エネ指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気〇%の調達を実現しています。

↑電源構成と併せてCO2排出係数(調整後排出係数)を明示

改定後

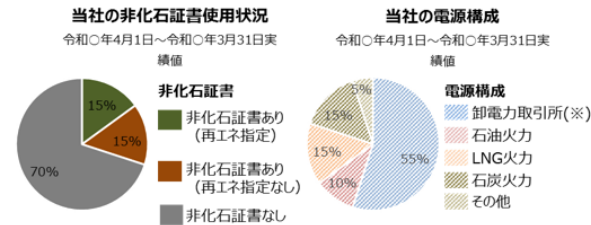
現行

ii) 望ましい算定や開示の方法

① 開示対象の情報の算定の期間

小売電気事業者が電源構成等を開示する場合（電源構成等を小売供給の特性とする場合を除く。）は、前年度実績値（前年度実績値の数値が確定する前においては前々年度実績値。以下同じ。）又は当年度計画値として算定することが望ましい。また、実績値がない新規参入の小売電気事業者の場合には、供給開始後数ヶ月間の直近実績値をもって開示することもあり得る。非化石証書の使用状況については、使用対象となる電源の期間に基づいて開示することが適切である（非化石電源比率及び排出係数の算定上、電気を供給する年度（当年の4月から翌年の3月まで）に対しては、当年1月から12月発電分の非化石証書が対応するため、非化石証書は1月から12月までの発電分のものの使用状況を開示することになる。）。

例2. 二つのグラフを併記する例



(※) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

↑取引所で調達した電気の特性を明

当社は水力電源を20%以上とする20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成及び非化石証書使用状況は上記のとおりです。

↑電源特定メニュー・再エネメニューの販売がある場合には、それらメニュー分を控除して算出したものを記載することが望ましい【※】  
【※：控除しない場合にはそれらメニューでの販売電力量が含まれることの注釈を付す。】

例：当社は水力電源を20%とする20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量（〇kWh）のうち、このメニューによる販売電力量（〇kWh）及び非化石証書使用量を含んだ数値です。（令和〇年度（令和〇年4月1日～令和〇年3月31日）の実績値）

(注1) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けしています。  
① 〇〇電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の令和〇年度の電源構成に基づき仕分けしています(今後、令和〇年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)  
② 他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他の取扱い」としています。

↑他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

(注2) 当社の令和〇年度のCO2排出係数(調整後排出係数)は〇〇です(単位: 〇kg-CO2/kWh)。当社は再エネ指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気〇%の調達を実現しています。

↑電源構成と併せてCO2排出係数(調整後排出係数)を明示

iii) 望ましい算定や開示の方法

① 開示対象の情報の算定の期間

小売電気事業者が電源構成等を開示する場合（電源構成等を小売供給の特性とする場合を除く。）は、前年度実績値（前年度実績値の数値が確定する前においては前々年度実績値。以下同じ。）又は当年度計画値として算定することが望ましい。また、実績値がない新規参入の小売電気事業者の場合には、供給開始後数ヶ月間の直近実績値をもって開示することもあり得る。非化石証書の使用状況については、使用対象となる電源の期間に基づいて開示することが適切である（非化石電源比率及び排出係数の算定上、電気を供給する年度（当年の4月から翌年の3月まで）に対しては、当年1月から12月発電分の非化石証書が対応するため、非化石証書は1月から12月までの発電分のものの使用状況を開示することになる。）。

小売電気事業者が電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合には、後述の1(3)ウiv)①のとおり、過去の実績値などをも

改 定 後	現 行
<p>なお、「小売供給の特性とする場合」とは、ある特性が小売供給の供給条件とされている場合を意味する。典型的には、電源特定メニュー（「水力電源100%」等、特定の電源種で発電された電気を供給することを供給条件とするメニューのほか、特定の電源種のみでない場合であっても、「水力と太陽光の合計を一定割合以上とする電源構成で供給するメニュー」等、小売電気事業者が供給する電気が特定の電源比率が一定の水準以上の電気であること等を供給条件とするメニューがこれに含まれる<sup>13.</sup>）や非化石証書の使用による環境価値を約したメニュー（「再生可能エネルギーを一定割合以上含むメニュー」等）がこれに該当する。</p> <p>また、小売電気事業者が電源構成等を開示する場合（小売供給の特性とする場合を含む。）において、年度単位以外の情報（月単位など）を示すことは否定するものではないが、誤解を招かないよう、年度単位の情報を併記することが望ましい。</p>	<p><u>って電源の割合を示すことは適当ではなく、当年度計画値に基づき電源の割合を示すことが求められる。</u>なお、「小売供給の特性とする場合」とは、ある特性が小売供給の供給条件とされている場合を意味する。典型的には、電源特定メニュー（「水力電源100%」等、特定の電源種で発電された電気を供給することを供給条件とするメニューのほか、特定の電源種のみでない場合であっても、「水力と太陽光の合計を一定割合以上とする電源構成で供給するメニュー」等、小売電気事業者が供給する電気が特定の電源比率が一定の水準以上の電気であること等を供給条件とするメニューがこれに含まれる<sup>14.</sup>）や非化石証書の使用による環境価値を約したメニュー（「再生可能エネルギーを一定割合以上含むメニュー」等）がこれに該当する。</p> <p>また、小売電気事業者が電源構成等を開示する場合（小売供給の特性とする場合を含む。）において、年度単位以外の情報（月単位など）を示すことは否定するものではないが、誤解を招かないよう、年度単位の情報を併記することが望ましい。</p>
<p>② （略）</p>	<p>② （略）</p>
<p>③ 間接オークションを踏まえた算定方法</p>	<p>③ 間接オークションを踏まえた算定方法</p>
<p>小売電気事業者が、地域間連系線（以下「連系線」という。）を利用して電気を調達するために日本卸電力取引所で電気を取引する場合、当該電気は原則として「卸電力取引所」に区分されることとなる。しかしながら、<u>1（3）ウii）④（※）</u>のとおり、一定の要件を満たすときは、小売電気事業者は、その調達した電気を当該契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分することは問題とならない。</p> <p>ただし、当該要件を満たし、連系線を利用して調達した電気につき契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分することができる場合には、その区分し得る電力量については、電源種別により取扱いを変えることなく一律に、特定された電源構成等の割合を用いて算定し表示するか、全量を「卸電力取引所」に区分して表示することが望ましい。</p>	<p>小売電気事業者が、地域間連系線（以下「連系線」という。）を利用して電気を調達するために日本卸電力取引所で電気を取引する場合、当該電気は原則として「卸電力取引所」に区分されることとなる。しかしながら、<u>後述の1（3）ウi）④（※）</u>のとおり、一定の要件を満たすときは、小売電気事業者は、その調達した電気を当該契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分することは問題とならない。</p> <p>ただし、当該要件を満たし、連系線を利用して調達した電気につき契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分することができる場合には、その区分し得る電力量については、電源種別により取扱いを変えることなく一律に、特定された電源構成等の割合を用いて算定し表示するか、全量を「卸電力取引所」に区分して表示することが望ましい。</p>
<p>④ 電源特定メニューや再エネメニュー等を提供する場合の電源構成及び非化石証書の使用状況の算定方法（当該特定メニュー分の控除）</p> <p>小売電気事業者が電源特定メニューや非化石証書の使用による再エネメニュー、CO<sub>2</sub>ゼロエミッションメニュー等（以下、これらを併せて「特定メニュー」という。）により電気を供給する場合において、電源構成や非化石証書の使用状況を開示するときは、特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の誤認を防ぐ見地から、当該小売電気事業者が調達する全ての電源構成から特定メ</p>	<p>④ 電源特定メニューや再エネメニュー等を提供する場合の電源構成及び非化石証書の使用状況の算定方法（当該特定メニュー分の控除）</p> <p>小売電気事業者が電源特定メニューや非化石証書の使用による再エネメニュー、CO<sub>2</sub>ゼロエミッションメニュー等（以下、これらを併せて「特定メニュー」という。）により電気を供給する場合において、電源構成や非化石証書の使用状況を開示するときは、特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の誤認を防ぐ見地から、当該小売電気事業者が調達する全ての電源構成から特定メ</p>

改 定 後	現 行
<p>ニューによる販売電力量及び非化石証書使用量を控除して算出した電源構成等及び非化石証書の使用状況を記載することが望ましい。</p> <p>電源構成の控除の算定例を以下に示す<sup>14</sup>。控除に当たっては、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合には、特定メニューの販売電力量も前年度実績値を用い、各電源から調達した電力量を当年度計画値に基づき算定する場合には、特定メニューの販売電力量も当年度計画値を用いることが望ましい。ただし、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合であっても、特定メニューの前年度実績値が存在しない場合には、当該特定メニューの前年度実績値が存在しない旨を付記した上で、当該特定メニューの当年度計画値を用いて控除を行うことも許容される。</p> <p><sup>14</sup> ただし、小売電気事業者の実情に応じて、他の合理的な算出の方法により、特定メニューで販売する各電源の電力量を特定することは妨げられない。この場合においても、<u>1(3)ウii)⑦</u>のとおり、電力量の「二重計上」を行うことは、問題となる点に留意が必要である。</p> <p>&lt;算定例&gt;  前年度調達実績(全体) 合計10000kWh  水力：1000kWh、石炭火力：2000kWh、LNG火力：2200kWh、原子力：1000kWh、FIT電気(風力)：100kWh、太陽光：500kWh、卸電力取引所：1300kWh、その他：1900kWh  水力電源20%以上メニュー：前年度販売実績 2000kWh(うち水力25%)</p> <p>① 特定メニューでの販売電力量を特定する(2000kWh)  ② ①の販売電力量を、当該特定メニューの供給割合に応じて各電源に割り当てる(水力：25%=500kWh、残りの1500kWhを石炭火力：LNG火力：原子力：FIT電気(風力)：太陽光：卸電力取引所：その他=20：22：10：1：5：13：19の割合で割り当てる。)  ③ 調達した電力量の全体から②で算定した特定メニューでの各電源の販売電力量を電源ごとに控除し、各電源について、調達した電力量の合計(10000kWh)から①の販売電力量(2000kWh)を控除したもの(8000kWh)で除す(水力の場合、(1000kWh-500kWh)÷(10000kWh-2000kWh)=6.25%)</p> <p>iii) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合における望ましい行為</p> <p>小売電気事業者が「〇〇地域産電力」又は「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売する場合等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面においても記載しなければならない</p>	<p>ニューによる販売電力量及び非化石証書使用量を控除して算出した電源構成等及び非化石証書の使用状況を記載することが望ましい。</p> <p>電源構成の控除の算定例を以下に示す<sup>15</sup>。控除に当たっては、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合には、特定メニューの販売電力量も前年度実績値を用い、各電源から調達した電力量を当年度計画値に基づき算定する場合には、特定メニューの販売電力量も当年度計画値を用いることが望ましい。ただし、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合であっても、特定メニューの前年度実績値が存在しない場合には、当該特定メニューの前年度実績値が存在しない旨を付記した上で、当該特定メニューの当年度計画値を用いて控除を行うことも許容される。</p> <p><sup>15</sup> ただし、小売電気事業者の実情に応じて、他の合理的な算出の方法により、特定メニューで販売する各電源の電力量を特定することは妨げられない。この場合においても、<u>後述の1(3)ウi)⑦</u>のとおり、電力量の「二重計上」を行うことは、問題となる点に留意が必要である。</p> <p>&lt;算定例&gt;  前年度調達実績(全体) 合計10000kWh  水力：1000kWh、石炭火力：2000kWh、LNG火力：2200kWh、原子力：1000kWh、FIT電気(風力)：100kWh、太陽光：500kWh、卸電力取引所：1300kWh、その他：1900kWh  水力電源20%以上メニュー：前年度販売実績 2000kWh(うち水力25%)</p> <p>① 特定メニューでの販売電力量を特定する(2000kWh)  ② ①の販売電力量を、当該特定メニューの供給割合に応じて各電源に割り当てる(水力：25%=500kWh、残りの1500kWhを石炭火力：LNG火力：原子力：FIT電気(風力)：太陽光：卸電力取引所：その他=20：22：10：1：5：13：19の割合で割り当てる。)  ③ 調達した電力量の全体から②で算定した特定メニューでの各電源の販売電力量を電源ごとに控除し、各電源について、調達した電力量の合計(10000kWh)から①の販売電力量(2000kWh)を控除したもの(8000kWh)で除す(水力の場合、(1000kWh-500kWh)÷(10000kWh-2000kWh)=6.25%)</p> <p>(新設)</p>

改 定 後	現 行
<p>い（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに施行規則第3条の12第1項第24号及び第9項並びに第3条の13第2項）。</p> <p>「地産地消」とは、一般に、発電場所と供給場所との地域的同一性を前提とした概念であることから、これを訴求して需要家へ電気を販売するためには、最低限「主として特定の地域の発電所で発電した電気を、同一地域の需要家へ電気を販売し、消費すること。」という要件を満たす必要がある。また、「地産地消」という場合、一定の限定された地域において発電し消費されることが基本であり、例えば、関東地方など一定の広い地域を特定して「地産地消」とであると訴求することは望ましいものではない。「〇〇地域産電力」とは、「主として特定の地域の発電所で発電した電気」をいい、「地域」の考え方については原則として、上記「地産」と同様である<sup>15</sup>。</p> <p>そのため、小売電気事業者等が、①「〇〇地域産電力」と訴求する場合には「発電所の立地地域」を説明することが、②「地産地消」と訴求する場合には「発電所の立地場所及び電気の供給地域」を説明することが、最低限必要となる。</p> <p>その上で、小売電気事業者等は、上記に加えて、どのような意味で「〇〇地域産電力」又は「地産地消」であるかについても説明し、契約締結前・締結後書面にも記載することが望ましい。例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で産出された燃料をもって発電したことを理由に「地産」と訴求するのであれば、こうした点を説明することが望ましい（ただし、小売電気事業者等によるこのような説明が虚偽であるなどの場合は、問題となる）。また、「地産」と訴求していても、日本卸電力取引所や常時バックアップなど他者から調達した電気をを用いている場合には、こうした点も説明することが望ましい。</p> <p><sup>15</sup> ただし、連系線を利用して特定地域に立地する発電所で発電した電気を調達するため日本卸電力取引所を介して取引を行う場合、当該「地域産」であることを表示するための要件については、1（3）ウii）④（※）のとおりである。</p> <p>ウ 問題となる行為</p> <p>上記のとおり、小売電気事業者が電源構成等や非化石証書の使用状況の情報を開示する際に、明確な根拠なく算定することや、需要家の誤認を招きかねない方法で開示することは、需要家の混乱を招くとともに、事業者間の競争条件を歪める可能性がある。このため、これらの情報の開示を行う場合には、小売電気事業者は適切な方法で開示することが求められる。</p> <p>以下、情報の開示を行う場合に問題となる行為を i) から v) の場合に分けて規定する。</p>	<p>ウ 問題となる行為</p> <p>上記のとおり、小売電気事業者が電源構成等や非化石証書の使用状況の情報を開示する際に、明確な根拠なく算定することや、需要家の誤認を招きかねない方法で開示することは、需要家の混乱を招くとともに、事業者間の競争条件を歪める可能性がある。このため、これらの情報の開示を行う場合には、小売電気事業者は適切な方法で開示することが求められる。</p> <p>小売電気事業者によっては、電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性としない事業者もいる一方で、例えば「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」など、これらを小売供給の特性とするメニューを提供する事業者も存在する。こうした差異があることを踏まえ、以下、i) 環境価値の訴求や非化石証書に関する情報開示において問題となるもの、ii) 電源構成等の開示において一般的に問題となるもの、iii) F I T 電気<sup>16</sup>を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの、iv) 電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの、v) 各種電力メニュー等に関する表示例、vi)</p>

改 定 後	現 行
<p>i) 環境価値の訴求や非化石証書に関する情報開示において問題となるもの</p> <p>非化石電源から発電された小売事業の用に供する電気の非化石価値は、全て証書化される<sup>16</sup>。このことを踏まえ、小売電気事業者等が需要家へ環境価値を訴求する際や、非化石証書<sup>17</sup>の情報開示に関して留意すべき事項は以下のとおりである。</p> <p><sup>16</sup> 非化石証書の取引としては、卸電力取引所の下で開設される非化石価値取引市場におけるオークション取引（市場取引）と相対取引が存在する。</p> <p><sup>17</sup> 再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書。再生可能エネルギー由来の非化石証書については「再生可能エネルギー指定」の非化石証書として販売することが可能である。再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の持つ環境価値としては、①非化石価値（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）において非化石比率算定時に非化石電源として計上することが許容されている価値）のほか、②CO2ゼロエミッション価値（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）上の二酸化炭素排出係数が0kg-CO2/kWhであることの価値）や③環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対し当該電気の環境価値を表示・主張する権利）が主なものとして挙げられる。</p>	<p>「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるものの別に規定している。</p> <p><sup>16</sup> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気（小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の交付金を受けている場合に限る。）をいう。再生可能エネルギー電気特措法に従い、以下のエネルギー源を変換して得られる電気である必要がある。以下同じ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 太陽光</li> <li>② 風力</li> <li>③ 水力（設備認定基準上、出力が3万kW未満の水力発電所を用いたものに限定されている。）</li> <li>④ 地熱</li> <li>⑤ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）。以下同じ。）</li> </ol> <p>i) 環境価値の訴求や非化石証書に関する情報開示において問題となるもの</p> <p>非FIT非化石証書に係る制度導入に伴い、非化石電源から発電された小売事業の用に供する電気の非化石価値は、全て証書化されることとなった<sup>17</sup>。このことを踏まえ、小売電気事業者等が需要家へ環境価値を訴求する際や、非化石証書<sup>18</sup>の情報開示に関して留意すべき事項は以下のとおりである。</p> <p><sup>17</sup> 総合エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第二次中間とりまとめ」（令和元年7月）12頁、17頁参照。非化石証書の取引としては、卸電力取引所の下で開設される非化石価値取引市場におけるオークション取引（市場取引）と相対取引が存在する。</p> <p><sup>18</sup> 再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書。再生可能エネルギー由来の非化石証書については「再生可能エネルギー指定」の非化石証書として販売することが可能である。再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の持つ環境価値としては、①非化石価値（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）において非化石比率算定時に非化石電源として計上することが許容されている価値）のほか、②CO2ゼロエミッション価値（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）上の二酸化炭素排出係数が0kg-CO2/kWhであることの価値）や③環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対し当該電気の環境価値を表示・主張する権利）が主なものとして挙げられている。詳細につい</p>

改定後	現行
<p>① 非化石証書を使用せずに環境価値を訴求すること</p> <p>上記のとおり、非化石電源から発電された小売事業の用に供する電気の非化石価値は全て証書化され、非化石証書に化体されることとなった。これに伴い、小売電気事業者がその販売する電気につき再生可能エネルギーやCO<sub>2</sub>排出量が少ないことといった環境価値を主張するには、その主張に対応した非化石証書を取得し使用する必要がある。非化石電源から発電された電気を含め、小売電気事業者が電気を販売する際には、非化石証書の使用によりその価値が証される場合を除き、その発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値を訴求しない方法により説明をする必要があるものとされている（施行規則第3条の12第2項）。</p> <p>このため、小売電気事業者が、必要な非化石証書を使用せずに、「再エネ」や「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション」といったあたかも環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは、需要家の誤認を招くものとして問題となる。</p> <p>例えば、小売電気事業者が非化石証書を使用しないにもかかわらず非化石電源・再生可能エネルギー電源である旨のメニュー（例. 水力電源●●%メニュー、FIT電気●●%メニュー）として販売し環境価値を有する電気との印象を需要家に与えると考えられる場合はこれに含まれる。「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることもこれに含まれる<sup>18</sup>。</p> <p>上記のような販売方法ではない場合も、電源構成として非化石電源の電源種<sup>19</sup>を表示しながら非化石証書の使用がない場合や、電源構成として再生可能エネルギー電源の電源種（FIT電気を含む。）を表示しながら再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用がない場合に、それぞれ、CO<sub>2</sub>ゼロエミッション価値がない旨や、再生可能エネルギー電源としての価値がない旨の注釈を行わないことは、販売される電気が環境価値を有する電気であるとの需要家の誤認を招くものとして問題となる。したがって、例えば水力発電による電気として表示する場合、当該電気の販売電力量に相当する非化石証書の使用がない場合にはCO<sub>2</sub>ゼロエミッション価値や再生可能エネルギー電源としての価値がなく火力発電による電気等も含めた全国平均のCO<sub>2</sub>排出量を持った電気として扱われることの注釈が必要であり、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用している場合には、再生可能エネルギー電源としての価値がないことの注釈が必要となる。</p> <p>② 非化石証書を使用したことをもって電源構成等に関して誤認を招く表示をすること<sup>20</sup></p>	<p>ては、<u>経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会「中間取りまとめ」</u>（平成29年2月）参照。</p> <p>① 非化石証書を使用せずに環境価値を訴求すること</p> <p>上記のとおり、非化石電源から発電された小売事業の用に供する電気の非化石価値は全て証書化され、非化石証書に化体されることとなった。これに伴い、小売電気事業者がその販売する電気につき再生可能エネルギーやCO<sub>2</sub>排出量が少ないことといった環境価値を主張するには、その主張に対応した非化石証書を取得し使用する必要がある。非化石電源から発電された電気を含め、小売電気事業者が電気を販売する際には、非化石証書の使用によりその価値が証される場合を除き、その発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値を訴求しない方法により説明をする必要があるものとされている（施行規則第3条の12第2項）。</p> <p>このため、小売電気事業者が、必要な非化石証書を使用せずに、「再エネ」や「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション」といったあたかも環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは、需要家の誤認を招くものとして問題となる。</p> <p>例えば、小売電気事業者が非化石証書を使用しないにもかかわらず非化石電源・再生可能エネルギー電源である旨のメニュー（例. 水力電源●●%メニュー、FIT電気●●%メニュー）として販売し環境価値を有する電気との印象を需要家に与えると考えられる場合はこれに含まれる。「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることもこれに含まれる<sup>19</sup>。</p> <p>上記のような販売方法ではない場合も、電源構成として非化石電源の電源種<sup>20</sup>を表示しながら非化石証書の使用がない場合や、電源構成として再生可能エネルギー電源の電源種を表示しながら再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用がない場合に、それぞれ、CO<sub>2</sub>ゼロエミッション価値がない旨や、再生可能エネルギー電源としての価値がない旨の注釈を行わないことは、販売される電気が環境価値を有する電気であるとの需要家の誤認を招くものとして問題となる。したがって、例えば水力発電による電気として表示する場合、当該電気の販売電力量に相当する非化石証書の使用がない場合にはCO<sub>2</sub>ゼロエミッション価値や再生可能エネルギー電源としての価値がなく火力発電による電気等も含めた全国平均のCO<sub>2</sub>排出量を持った電気として扱われることの注釈が必要であり、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用している場合には、再生可能エネルギー電源としての価値がないことの注釈が必要となる。</p> <p>② 非化石証書を使用したことをもって電源構成等に関して誤認を招く表示をすること<sup>21</sup></p>

改定後	現行
<p>電源と同等の非化石証書を使用した上でそれに応じた表示を行うことは需要家の誤認を招くおそれはないことから、再生可能エネルギー電気の販売に際してこれと同量の再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した場合に、再生可能エネルギーによる電気を供給している旨を表示することは差し支えない。また、非化石電源による電気の販売に際してこれと同量の非化石証書を使用した場合に二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源」）である旨を表示することも、差し支えない。（なお、FIT電気を含む電源構成を表示する際には、<u>1（3）ウiii</u>）に留意すること。）</p> <p>非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは異なること（<u>序（3）参照</u>）等から、非化石証書を使用したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない。このため、小売電気事業者が再生可能エネルギー電源によらない電気を調達しているにもかかわらず再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用したことを理由として「再生可能エネルギー電気100%」と表示するなど再生可能エネルギー電源による電気を調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。同様に、化石燃料<sup>21</sup>を利用する電源による電気を調達しているにもかかわらず、非化石証書を使用したことを理由として「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源」の旨表示するなど、実際に二酸化炭素を排出しない電源（非化石電源）による電気を調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。</p> <p>ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」などと訴求することは、当該訴求と近接した箇所に、電源構成の表示又は主な電源種の表示を分かりやすく行い、かつ前記非化石証書の使用によるという意味であることを明確に説明している限りにおいては、再生可能エネルギー電気を調達しているとの誤認を招くような表示には当たらず、問題とならない。同様に、非化石証書を使用した小売電気事業者が「非化石証書の使用により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源」）●●%の調達を実現している」などと訴求することは、当該訴求と近接した箇所に、電源構成の表示又は主な電源種の表示を分かりやすく行い、かつ非化石証書の使用によるという意味であることを明確に説明している限りにおいては、非化石電源による電気を調達しているとの誤認を招くような表示には当たらず、問題とならない<sup>22</sup>。</p> <p><sup>22</sup> また、需要家との契約の中で、販売する電気に係る調整後排出係数がゼロであることを約している場合においては、<u>排出係数算出通達</u>に基づき、当該電気の販売期間（年度）における基礎排出係数又は調整後排出係数がゼロとなる必要がある。</p> <p>ii) 電源構成等の開示において一般的に問題となるもの</p>	<p>電源と同等の非化石証書を使用した上でそれに応じた表示を行うことは需要家の誤認を招くおそれはないことから、再生可能エネルギー電気の販売に際してこれと同量の再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した場合に、再生可能エネルギーによる電気を供給している旨を表示することは差し支えない。また、非化石電源による電気の販売に際してこれと同量の非化石証書を使用した場合に二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源」）である旨を表示することも、差し支えない。（なお、FIT電気を含む電源構成を表示する際には、<u>後記1（3）ウiii</u>）に留意すること。）</p> <p>非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは異なること（<u>前述の序（3）参照</u>）等から、非化石証書を使用したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない。このため、小売電気事業者が再生可能エネルギー電源によらない電気を調達しているにもかかわらず再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用したことを理由として「再生可能エネルギー電気100%」と表示するなど再生可能エネルギー電源による電気を調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。同様に、化石燃料<sup>22</sup>を利用する電源による電気を調達しているにもかかわらず、非化石証書を使用したことを理由として「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源」の旨表示するなど、実際に二酸化炭素を排出しない電源（非化石電源）による電気を調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。</p> <p>ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」などと訴求することは、当該訴求と近接した箇所に、電源構成の表示又は主な電源種の表示を分かりやすく行い、かつ前記非化石証書の使用によるという意味であることを明確に説明している限りにおいては、再生可能エネルギー電気を調達しているとの誤認を招くような表示には当たらず、問題とならない。同様に、非化石証書を使用した小売電気事業者が「非化石証書の使用により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源」）●●%の調達を実現している」などと訴求することは、当該訴求と近接した箇所に、電源構成の表示又は主な電源種の表示を分かりやすく行い、かつ非化石証書の使用によるという意味であることを明確に説明している限りにおいては、非化石電源による電気を調達しているとの誤認を招くような表示には当たらず、問題とならない<sup>23</sup>。</p> <p><sup>23</sup> また、需要家との契約の中で、販売する電気に係る調整後排出係数がゼロであることを約している場合においては、<u>排出係数算出通達</u>に基づき、当該電気の販売期間（年度）における調整後排出係数がゼロとなる必要がある。</p> <p>ii) 電源構成等の開示において一般的に問題となるもの</p>

改 定 後	現 行
<p>電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性としない場合を含め、一般的に、小売電気事業者が以下のような電源構成等の開示等を行うことは、これにより需要家の混乱や誤認を招き、又は事業者間の競争条件を歪めることとなる場合には問題となる。なお、媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、小売電気事業者による指導・監督が適切でない場合には、小売電気事業者自身の行為が問題となる<sup>23</sup>。</p> <p>① 電源構成によって、需要家が供給を受ける電気の質自体が変わると誤認されるような表示を行うこと。</p> <p>一般送配電事業者又は配電事業者が維持・運用する送配電網を經由して電気を流す場合、ある発電所又は蓄電所の電気は他の発電所又は蓄電所からの電気と物理的に混ざることとなる。このため、需要家が実際に供給を受ける電気は全て均等の性質を有し、かつ、需要家が、物理的に特定の発電等設備から電気の供給を受けることはできない。</p> <p>それにもかかわらず、「クリーンな電源で発電しているためきれいな電気が届く」、「安定的に発電できる電源を用いているため周波数や電圧が安定している」など<sup>24</sup>、小売電気事業者が開示する電源構成が、あたかも需要家が供給を受ける電気の質と同様であるかのような説明をすることや、電源構成によって需要家が供給を受ける電気の質に差異があるかのような説明をすることは、需要家の混乱を招く可能性があり問題となる。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 電源構成等の情報について、割合等の算定の明確な根拠なく、又は、割合等の数値及びその算定の具体的根拠（例えば、他者から電気の卸売を受けている場合における1(3)エi)の具体例「注1」のような説明)を示さずに、情報の開示を行うこと。</p> <p>電源構成等の割合の数値は、他の小売電気事業者の電源構成等と比較する際の基本的な情報であるため、<u>電源構成等</u>を開示するのであれば、合理的な根拠に基づき算定し、かつ、単にイメージ図を掲載するといった方法ではなく、具体的な数値を示す必要がある。また、他者から調達した電気（連系線を利用して電気を調達する場合を含む。以下同じ。）については、過去の実績値等一定の仮定を置いて<u>電源構成等</u>を仕分けしていることから、仕分け方法を明示するなど、算定の具体的根拠を示す必要がある。</p> <p>電源構成等を小売供給の特性としない場合であっても、調達の計画値又は実績値などの合理的根拠がないにもかかわらず、特定の電源構成等が供給条件であるかのような表示をすることは、需要家の誤認を招く可能性があり問題となる。また、「水力電源を含む」と表示するなど、特定の電源の電気が含まれることを開示</p>	<p>電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性としない場合を含め、一般的に、小売電気事業者が以下のような電源構成等の開示等を行うことは、これにより需要家の混乱や誤認を招き、又は事業者間の競争条件を歪めることとなる場合には問題となる。なお、媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、小売電気事業者による指導・監督が適切でない場合には、小売電気事業者自身の行為が問題となる<sup>24</sup>。</p> <p>① 電源構成によって、需要家が供給を受ける電気の質自体が変わると誤認されるような表示を行うこと。</p> <p>一般送配電事業者又は配電事業者が維持・運用する送配電網を經由して電気を流す場合、ある発電所又は蓄電所の電気は他の発電所又は蓄電所からの電気と物理的に混ざることとなる。このため、需要家が実際に供給を受ける電気は全て均等の性質を有し、かつ、需要家が、物理的に特定の発電等設備から電気の供給を受けることはできない。</p> <p>それにもかかわらず、「クリーンな電源で発電しているためきれいな電気が届く」、「安定的に発電できる電源を用いているため周波数や電圧が安定している」など<sup>25</sup>、小売電気事業者が開示する電源構成が、あたかも需要家が供給を受ける電気の質と同様であるかのような説明をすることや、電源構成によって需要家が供給を受ける電気の質に差異があるかのような説明をすることは、需要家の混乱を招く可能性があり問題となる。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 電源構成等の情報について、割合等の算定の明確な根拠なく、又は、割合等の数値及びその算定の具体的根拠（例えば、他者から電気の卸売を受けている場合における前述の1(3)イii)の具体例「注1」のような説明)を示さずに、情報の開示を行うこと。</p> <p>電源構成等の割合の数値は、他の小売電気事業者の電源構成等と比較する際の基本的な情報であるため、<u>電源構成</u>を開示するのであれば、合理的な根拠に基づき算定し、かつ、単にイメージ図を掲載するといった方法ではなく、具体的な数値を示す必要がある。また、他者から調達した電気（連系線を利用して電気を調達する場合を含む。以下同じ。）については、過去の実績値等一定の仮定を置いて<u>電源構成</u>を仕分けしていることから、仕分け方法を明示するなど、算定の具体的根拠を示す必要がある。</p> <p>電源構成等を小売供給の特性としない場合であっても、調達の計画値又は実績値などの合理的根拠がないにもかかわらず、特定の電源構成等が供給条件であるかのような表示をすることは、需要家の誤認を招く可能性があり問題となる。また、「水力電源を含む」と表示するなど、特定の電源の電気が含まれることを開示</p>

改 定 後	現 行
<p>する場合には、その根拠として、当該電源により発電された電気（日本卸電力取引所から調達した電気として表示しなければならない電気に含まれ得るものを除く。）を調達する計画が必要となる。「水力電源〇%以上を目指す」等の目標値の表示も、調達計画と著しく異なるにもかかわらず供給する電気の電源構成が当該目標値のとおりであると需要家を誤認させる場合には、問題となる。</p> <p>また、小売電気事業者が、供給地域の電線路と電氣的に接続されていない地域で発電された電気を供給する旨の表示を行うことは、根拠を欠くものであり、問題となる。</p> <p>④ 以下の（ア）から（ス）までの電源の区分けについて、需要家の混乱や誤認を招く方法で開示すること。</p> <p>（ア） 水力発電所<sup>25</sup>（出力3万kW以上）により発電された電気</p> <p>（イ） 火力発電所により発電された電気のうち、石炭を燃料種とするもの</p> <p>（ウ） 火力発電所により発電された電気のうち、ガスを燃料種とするもの</p> <p>（エ） 火力発電所により発電された電気のうち、石油その他を燃料種とするもの</p> <p>（オ） 原子力発電所により発電された電気</p> <p>（カ） 太陽光発電所により発電された電気</p> <p>（キ） 風力発電所により発電された電気</p> <p>（ク） 水力発電所（出力合計3万kW未満のもの）により発電された電気</p> <p>（ケ） 地熱発電所により発電された電気</p> <p>（コ） バイオマス発電所により発電された電気</p> <p>（（カ）～（コ）はいずれもFIT電気を除く。）</p> <p>（サ） FIT電気（具体的な説明の方法については、<u>1（3）ウiii</u>参照。）</p> <p>（シ） 日本卸電力取引所から調達した電気（※）</p> <p>（ス） その他</p> <p>なお、上記の区分けに加え、例えば、火力発電所の中でも高効率かどうかや石炭・ガスの中でもどのような燃料かといった点を踏まえた分類をする等、事業者が様々な工夫の中で詳細な説明をすることは妨げられるものではない。また、上記の区分けを表示した上で、共通の特徴をもつ電源をまとめて表示することも、需要家の混乱や誤認を招かない方法であれば問題とならない。</p> <p><u>ただし、必要な非化石証書を使用しないにもかかわらず、再生可能エネルギー発電所による電気としてまとめて表示したり、「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」と表示したりすることは、環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示であって、需要家の誤認を招くものであり問題となる。</u></p>	<p>する場合には、その根拠として、当該電源により発電された電気（日本卸電力取引所から調達した電気として表示しなければならない電気に含まれ得るものを除く。）を調達する計画が必要となる。「水力電源〇%以上を目指す」等の目標値の表示も、調達計画と著しく異なるにもかかわらず供給する電気の電源構成が当該目標値のとおりであると需要家を誤認させる場合には、問題となる。</p> <p>また、小売電気事業者が、供給地域の電線路と電氣的に接続されていない地域で発電された電気を供給する旨の表示を行うことは、根拠を欠くものであり、問題となる。</p> <p>④ 以下の（ア）から（ス）までの電源の区分けについて、需要家の混乱や誤認を招く方法で開示すること。</p> <p>（ア） 水力発電所<sup>26</sup>（出力3万kW以上）により発電された電気</p> <p>（イ） 火力発電所により発電された電気のうち、石炭を燃料種とするもの</p> <p>（ウ） 火力発電所により発電された電気のうち、ガスを燃料種とするもの</p> <p>（エ） 火力発電所により発電された電気のうち、石油その他を燃料種とするもの</p> <p>（オ） 原子力発電所により発電された電気</p> <p>（カ） 太陽光発電所により発電された電気</p> <p>（キ） 風力発電所により発電された電気</p> <p>（ク） 水力発電所（出力合計3万kW未満のもの）により発電された電気</p> <p>（ケ） 地熱発電所により発電された電気</p> <p>（コ） バイオマス発電所により発電された電気</p> <p>（（カ）～（コ）はいずれもFIT電気を除く。なお、前記の1（3）ウi）②のとおり再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した場合には、（カ）～（コ）につき再生可能エネルギー発電所による電気としてまとめて記載することも認められる<sup>2728</sup>。）</p> <p>（サ） FIT電気（具体的な説明の方法については、<u>1（3）ウiii</u>参照。）</p> <p>（シ） 日本卸電力取引所から調達した電気（※）</p> <p>（ス） その他</p> <p>なお、上記の区分けに加え、例えば、火力発電所の中でも高効率かどうかや石炭・ガスの中でもどのような燃料かといった点を踏まえた分類をする等、事業者が様々な工夫の中で詳細な説明をすることは妨げられるものではない。また、上記の区分けを表示した上で、共通の特徴をもつ電源をまとめて表示することも、需要家の混乱や誤認を招かない方法であれば問題とならない。</p>

改 定 後	現 行
<p>(※) 間接オークションを用いた調達の場合</p> <p>小売電気事業者が、連系線を利用して電気を調達するために、日本卸電力取引所を介して電気を取引する場合、当該電気は日本卸電力取引所から調達した電気に該当する。しかし、小売電気事業者が連系線を利用して他の事業者から調達する電気につき、(ア) 売入札側の事業者との間で電源構成等を特定した契約を締結し<sup>26</sup>、かつ、(イ) 日本卸電力取引所において同一の30分の時間帯に当該小売電気事業者及び売入札側の事業者が入札し約定した電気の総量が当該契約に基づいて調達されたとする電力量以上であるとき<sup>27</sup>は、小売電気事業者は、その調達した電気を当該契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分しても問題とならない。また、ある事業者が売入札した電気を連系線を介して自ら買い戻すために日本卸電力取引所に入札するときは、同一の30分の時間帯における自社電力の買い戻しに相当する電力量について、売入札側の電源構成等の割合で区分して電源構成等を算定しても問題とならない。</p> <p>これらの要件を満たさないにもかかわらず、日本卸電力取引所を介して調達した電気を区分するに当たり、売入札側の電源構成等を用いて算定することは、問題となる<sup>28</sup>。</p> <p><sup>27</sup> より明瞭な管理を行うため、連系線を利用した電気の調達について、売入札側及び買入札側の事業者が、任意で、日本卸電力取引所において契約ごとに別IDで取引を行い、同一の30分の時間帯に売入札側及び買入札側の事業者が入札し約定した電力量が確認できるようにすることは妨げられない。なお、二酸化炭素排出係数の算定においては、連系線を利用したエリアを跨ぐ取引を行う場合において、売入札側と買入札側が電源を特定した契約に基づいた取引を行っており、両者が日本卸電力取引所において通常の取引とは別のユーザーIDを取得し当該契約に基づく取引の約定量が確認されるときは、買入札側の事業者は、当該取引により調達した電気の排出係数を当該契約に基づき特定した電源（又は電源構成）の排出係数とすることができるものとされている。<u>排出係数算出通達を参照。</u></p> <p>⑤ 電源構成に関する情報が利用可能な電気の卸売（常時バックアップを含む。）を受けている際に、その情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。</p>	<p>(※) 間接オークションを用いた調達の場合</p> <p>小売電気事業者が、連系線を利用して電気を調達するために、日本卸電力取引所を介して電気を取引する場合、当該電気は日本卸電力取引所から調達した電気に該当する。しかし、小売電気事業者が連系線を利用して他の事業者から調達する電気につき、(ア) 売入札側の事業者との間で電源構成等を特定した契約を締結し<sup>29</sup>、かつ、(イ) 日本卸電力取引所において同一の30分の時間帯に当該小売電気事業者及び売入札側の事業者が入札し約定した電気の総量が当該契約に基づいて調達されたとする電力量以上であるとき<sup>30</sup>は、小売電気事業者は、その調達した電気を当該契約に定められた電源構成等の割合で調達したものとみなして区分しても問題とならない。また、ある事業者が売入札した電気を連系線を介して自ら買い戻すために日本卸電力取引所に入札するときは、同一の30分の時間帯における自社電力の買い戻しに相当する電力量について、売入札側の電源構成等の割合で区分して電源構成等を算定しても問題とならない。</p> <p>これらの要件を満たさないにもかかわらず、日本卸電力取引所を介して調達した電気を区分するに当たり、売入札側の電源構成等を用いて算定することは、問題となる<sup>31</sup>。</p> <p><sup>27</sup> (ア) についても、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した場合には再生可能エネルギー発電所により発電された電気に含めることも認められる。</p> <p><sup>28</sup> 前記の1(3)ウイ)①のとおり、電源構成として非化石電源の電源種を表示しながら非化石証書の使用がない場合や、電源構成として再生可能エネルギー電源の電源種(上記(ア)及び(カ)～(コ))を表示しながら再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用がない場合に、それぞれ、CO2ゼロエミッション価値がない旨や、再生可能エネルギー電源としての価値がない旨の注釈を行わないことは、問題となる。</p> <p><sup>30</sup> より明瞭な管理を行うため、連系線を利用した電気の調達について、売入札側及び買入札側の事業者が、任意で、日本卸電力取引所において契約ごとに別IDで取引を行い、同一の30分の時間帯に売入札側及び買入札側の事業者が入札し約定した電力量が確認できるようにすることは妨げられない。なお、二酸化炭素排出係数の算定においては、連系線を利用したエリアを跨ぐ取引を行う場合において、売入札側と買入札側が電源を特定した契約に基づいた取引を行っており、両者が日本卸電力取引所において通常の取引とは別のユーザーIDを取得し当該契約に基づく取引の約定量が確認されるときは、買入札側の事業者は、当該取引により調達した電気の排出係数を当該契約に基づき特定した電源（又は電源構成）の排出係数とすることができるものとされている。<u>経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(平成30年5月28日)参照。</u></p> <p>⑤ 電源構成に関する情報が利用可能な電気の卸売（常時バックアップを含む。）を受けている際に、その情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。</p>

改定後	現行
<p>(※) 常時バックアップについては、資源エネルギー庁が集計している電力調査統計において公表される旧一般電気事業者の発電部門の電源種別の発電実績（ただし、当該旧一般電気事業者がウェブサイト等で電源構成を公表している場合は当該数値）に基づき仕分ける必要がある（この場合、<u>1（3）エ i</u>）の具体例「注1」のような説明を示す必要がある。）。</p> <p>小売電気事業者が他者から調達した電気については、当該調達先から電源構成の情報が開示されている場合や、当該調達先との間の契約上特定の発電所から電気を調達することとしている場合には、当該小売電気事業者が調達した電力量について電源構成を仕分けることが可能である。</p> <p>また、発電所を特定せずに電気を調達することとしている場合であっても、当該調達先から電源構成情報の開示を受けている場合や、当該調達先のホームページにおいて過去の電源構成が公開されている場合などには、当該調達した電力量についても、これらの情報を用いて電源構成に仕分けることが可能である。</p> <p>したがって、卸売を受けている電気のうち、上記によって仕分けることができるものについては、電源構成の開示にあたっては当該仕分けを行うことが必要となる。卸売を受けている電気のうち、上記によっても仕分けることができないものについては、「日本卸電力取引所から調達した電気」に区分すべきものを除き（<u>1（3）ウ ii</u>）<u>⑥</u>を参照）、「その他」に区分したとしても問題とはならない。</p> <p>⑥ 「日本卸電力取引所から調達した電気」に区分される電気について、どのような電気が含まれ得るのか明示しないこと。また、日本卸電力取引所から調達した電気の二酸化炭素排出係数について、取引所で約定された事業者の事業者別の基礎排出係数を約定した電力量に応じて加重平均することにより算定する方法<sup>29</sup>以外の方法で算定すること。</p> <p>日本卸電力取引所から調達した電気（<u>1（3）ウ ii</u>）<u>④</u>（※）に基づき、連系線を利用して電気を調達するために日本卸電力取引所を介して電気を取引し、当該契約に基づき特定された売入札側の電源構成等で調達したものとみなして区分する場合を除く。）については、実務上の負担にかんがみ、一定の電源構成を算定することは困難であることを踏まえ、実際の電源構成にかかわらず、「卸電力取引所」として区分した上で、どのような電気が含まれ得るのか（水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれ得ること）を明示する必要がある。</p> <p><sup>29</sup> 排出係数算出通達を参照。</p> <p>⑦～⑨ （略）</p>	<p>(※) 常時バックアップについては、資源エネルギー庁が集計している電力調査統計において公表される旧一般電気事業者の発電部門の電源種別の発電実績（ただし、当該旧一般電気事業者がウェブサイト等で電源構成を公表している場合は当該数値）に基づき仕分ける必要がある（この場合、<u>前述の1（3）イ ii</u>）の具体例「注1」のような説明を示す必要がある。）。</p> <p>小売電気事業者が他者から調達した電気については、当該調達先から電源構成の情報が開示されている場合や、当該調達先との間の契約上特定の発電所から電気を調達することとしている場合には、当該小売電気事業者が調達した電力量について電源構成を仕分けることが可能である。</p> <p>また、発電所を特定せずに電気を調達することとしている場合であっても、当該調達先から電源構成情報の開示を受けている場合や、当該調達先のホームページにおいて過去の電源構成が公開されている場合などには、当該調達した電力量についても、これらの情報を用いて電源構成に仕分けることが可能である。</p> <p>したがって、卸売を受けている電気のうち、上記によって仕分けることができるものについては、電源構成の開示にあたっては当該仕分けを行うことが必要となる。卸売を受けている電気のうち、上記によっても仕分けることができないものについては、「日本卸電力取引所から調達した電気」に区分すべきものを除き（<u>後述の1（3）ウ i</u>）<u>⑥</u>を参照）、「その他」に区分したとしても問題とはならない。</p> <p>⑥ 「日本卸電力取引所から調達した電気」に区分される電気について、どのような電気が含まれ得るのか明示しないこと。また、日本卸電力取引所から調達した電気の二酸化炭素排出係数について、取引所で約定された事業者の事業者別の基礎排出係数を約定した電力量に応じて加重平均することにより算定する方法<sup>32</sup>以外の方法で算定すること。</p> <p>日本卸電力取引所から調達した電気（<u>前述の1（3）ウ i</u>）<u>④</u>（※）に基づき、連系線を利用して電気を調達するために日本卸電力取引所を介して電気を取引し、当該契約に基づき特定された売入札側の電源構成等で調達したものとみなして区分する場合を除く。）については、実務上の負担にかんがみ、一定の電源構成を算定することは困難であることを踏まえ、実際の電源構成にかかわらず、「卸電力取引所」として区分した上で、どのような電気が含まれ得るのか（水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれ得ること）を明示する必要がある。</p> <p><sup>32</sup> 経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（令和3年6月3日）参照。</p> <p>⑦～⑨ （略）</p>

改定後	現行
<p>iii) F I T 電気を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの</p> <p>F I T 電気については、賦課金を通じた国民全体の負担及び非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入により賄われており、費用負担が他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なる。再生可能エネルギーの発電事業者から F I T 電気を調達している電気事業者が、再生可能エネルギー電気特措法第 15 条の 2 第 1 項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、非化石証書の購入分について購入者に帰属するほかは、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属する。このことを踏まえ、小売電気事業者が F I T 電気を含む電源構成を表示する場合に留意すべき事項は以下のとおりである。</p> <p>(削る)</p>	<p>iii) F I T 電気を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの</p> <p>F I T 電気については、賦課金を通じた国民全体の負担及び非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入により賄われており、費用負担が他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なる。再生可能エネルギーの発電事業者から F I T 電気を調達している電気事業者が、再生可能エネルギー電気特措法第 15 条の 2 第 1 項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、非化石証書の購入分について購入者に帰属するほかは、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている<sup>33</sup>。このことを踏まえ、小売電気事業者が F I T 電気を含む電源構成を表示場合に留意すべき事項は以下のとおりである。</p> <p><sup>33</sup> <u>総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会 買取制度小委員会「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」買取制度小委員会報告書(平成23年2月18日)17頁、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ 資料6-4(平成27年7月28日)26~27頁及び総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 市場整備ワーキンググループ 資料3(平成28年11月9日)17頁参照。</u></p> <p>① <u>非化石証書を使用せずに環境価値を訴求すること</u></p> <p><u>上記1(3)ウi)に記載したとおり、F I T 電気についても、小売電気事業者が、必要な非化石証書を使用しないにもかかわらず、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは、需要家の誤認を招くものであり問題となる。「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることもこれに含まれる(このような説明は、下記の3要件を全て満たしていたとしても、需要家の誤認を招く行為として問題となる。)<sup>34</sup>。</u></p> <p><u>上記のような販売方法ではない場合も、電源構成として F I T 電気を表示しながらその販売電力量に相当する非化石証書の使用がない場合には、CO2ゼロエミッション価値や再生可能エネルギー電源としての価値がなく火力発電による電気等も含めた全国平均のCO2排出量を持った電気として扱われることの注釈が必要であり、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用している場合には、再生可能エネルギー電源としての価値がないことの注釈が必要となる。</u></p> <p><u>また、F I T 電気については、他の再生可能エネルギー電源との費用負担の相違に鑑み、(ア)「F I T 電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、(イ)当該小売電気事業者の電源構成全体又は特定のメニューに占める割合を</u></p>

改 定 後	現 行
<p>① <u>F I T 電気に関して必要な説明をしないこと</u></p> <p>電源構成として F I T 電気を表示する際には、他の再生可能エネルギー電源との費用負担の相違に鑑み、(ア)「F I T 電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、(イ)当該小売電気事業者の電源構成全体又は特定のメニューに占める割合を説明すること、及び(ウ) F I T 制度の説明をすること(※)、という3要件を満たすことが必要である。また、<u>これらの説明は F I T 電気を含む電源構成の表示と近接した箇所に分かりやすく示すことが必要であり、これら(ア)～(ウ)のいずれか1つでも満たさない説明を行うことは問題となる。</u></p> <p>(※) F I T 電気の調達費用の一部は需要家の負担する賦課金により賄われていることに関する適切な注釈を付すことが必要である。</p> <p>② <u>F I T 電気について、「F I T」以外の曖昧な用語や需要家の誤認を招く用語を用いること</u></p> <p>需要家の混乱を回避する観点から、F I T 電気を文字で表示・説明する場合には、アルファベットで「F I T」と表示・説明することが求められ、これに反する表示・説明は問題となる(問題となる例:片仮名の「フィット」という表示に、割合の表示や F I T 制度の説明を付記する場合等)。</p>	<p><u>説明すること、及び(ウ) F I T 制度の説明をすること(※)、という3要件を満たす必要もあり、これらの説明は F I T 電気の表示と近接した箇所に分かりやすく示す必要がある。</u></p> <p><u>(※) F I T 電気の調達費用の一部は需要家の負担する賦課金により賄われていることに関する適切な注釈を付すことが必要である。(上記の環境価値がないことの注釈と併せて、後記の表示例を参照。)</u></p> <p><sup>34</sup> <u>なお、前記1(3)ウii)①のように需要家が供給を受ける電気の質自体が変わるとの誤認を招くような表示の場合にも問題となる。</u></p> <p>② <u>非化石証書を使用した場合に、F I T 電気に関して必要な説明をしないこと</u></p> <p>小売電気事業者が F I T 電気の販売電力量に相当する再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した場合に再生可能エネルギーによる電気を供給している旨を表示することや、F I T 電気の販売電力量に相当する非化石証書を使用した場合に二酸化炭素排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」)である旨を表示することは差し支えない。ただし、これらの非化石証書を使用する場合であっても、F I T 電気を表示する際には、他の再生可能エネルギー電源との費用負担の相違に鑑み、(ア)「F I T 電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、(イ)当該小売電気事業者の電源構成全体又は特定のメニューに占める割合を説明すること、及び(ウ) F I T 制度の説明をすること(※)、という3要件を満たすことが必要である。また、<u>これらの説明は再エネやCO2排出量が少ないことといった環境価値の表示と近接した箇所に分かりやすく示すことが必要である。</u></p> <p>(※) F I T 電気の調達費用の一部は需要家の負担する賦課金により賄われていることに関する適切な注釈を付すことが必要である。</p> <p>③ <u>その他、3要件に関わる留意点</u></p> <p><u>例えば、小売電気事業者等が下記のような行為を行う場合は、問題となる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>上記3要件のいずれか1つでも満たさない説明を行うこと(このうち F I T 制度の説明については、非化石証書の使用の有無に応じて、前記①又は②に基づき説明すること)。なお、3要件を全て満たした上で、「風力」や「太陽光」などといった契約上の電源種別の事実を表示・説明するなど、電源の調達に関する中立的な事実関係を追加的に表示・説明することは可能であるが、必要な非化石証書を使用しないにもかかわらず、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは、前述のとおり問題となる。</u></li> </ul>

改定後

現行

- FIT電気について、「FIT電気」以外の曖昧な用語や需要家の誤認を招く用語を用いること。

(※) 需要家の混乱を回避する観点から、「FIT電気」は一語として表示・説明することが求められ、これに反する表示・説明は問題となる(問題となる例:「FIT(風力/太陽光)電気」という表示に、割合の表示やFIT制度の説明を付記する場合等)。

(参考) 前記の「再エネ」表示、「CO2ゼロエミッション」表示の整理

「再エネ」表示の整理

①再エネ指定証書 +非FIT再エネ電源	②再エネ指定証書 +FIT電気	③再エネ指定証書 +①②以外の電源の電気(JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし
再エネ	再エネ (+FIT電気の説明)※1	実質再エネ (+調達電源の説明)※2	訴求不可

※1 FIT電気については、3要件(ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明が必要。

※2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定の非化石証書を使用している旨の説明を行うことを前提とする。

「CO2ゼロエミッション」表示の整理

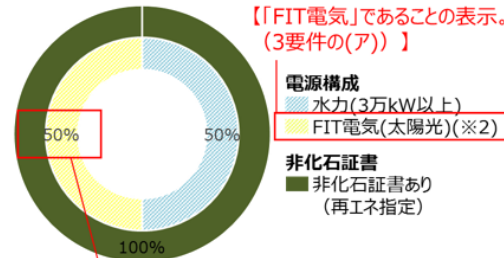
①非化石証書 +非FIT再エネ電源	②非化石証書 +FIT電気	③非化石証書 +①②以外の電源の電気(JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし
CO2ゼロエミ	CO2ゼロエミ (+FIT電気の説明)※1	実質CO2ゼロエミ (+調達電源の説明)※2	訴求不可

※1 上表の※1に同じ。

※2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに非化石証書を使用している旨の説明を行うことを前提とする。

改定後	現行
<p>iv) 電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合には、説明義務・書面交付義務の内容として、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面に記載する必要がある（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに施行規則第3条の12第1項第24号及び第9項並びに第3条の13第2項）。例えば、小売電気事業者等による下記のような行為は問題となる。</p> <p>① 電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対し、販売する当該年度の計画を示すことなく説明すること。</p> <p><u>小売電気事業者等は、需要家に対して実際に供給する電気の特性を説明すべきことから、将来の計画を示して説明を行うべきである。</u></p> <p>この際、計画の対象となる電源構成等の算定期間は、電気を供給する年度（当年の4月1日から翌年の3月31日まで）を単位とすることを基本とする。この期間の電気の供給に対しては、当年1月から12月発電分の非化石証書を使用する<sup>30</sup>。ただし、年度の途中で、電源構成等を小売供給の特性として電気の販売を開始する場合には、電源構成等の算定期間は、当該販売を開始した日から当該販売を開始した日が属する年度の末日（3月31日）までとする。</p> <p>② （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>iv) 電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合には、説明義務・書面交付義務の内容として、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面に記載する必要がある（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに施行規則第3条の12第1項第24号及び第9項並びに第3条の13第2項）。例えば、小売電気事業者等による下記のような行為は問題となる。</p> <p>① 電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対し、販売する当該年度の計画を示すことなく、過去の実績値のみをもって電源の割合を示すこと。</p> <p><u>小売電気事業者が供給する電気に係る電源構成等は、時々刻々と変化していくものであること、また、例えば太陽光発電や風力発電など天候により発電量が左右される電源があることから、各供給時点における電源構成等を厳密に把握することは困難であり、また現実的ではない。しかしながら、小売電気事業者等は、需要家に対して実際に供給する電気の特性を説明すべきことから、過去の実績値のみを使用して電源構成等の説明を行うのではなく、将来の計画を示して説明を行うべきである。また、非化石証書の使用による環境価値（再エネとしての価値及び非化石電源としての価値）を小売供給の特性とする場合についても同様に、将来の計画を示して説明を行うべきである。</u></p> <p>この際、計画の対象となる電源構成等の算定期間は、電気を供給する年度（当年の4月1日から翌年の3月31日まで）を単位とすることを基本とする。この期間の電気の供給に対しては、当年1月から12月発電分の非化石証書を使用する<sup>35</sup>。ただし、年度の途中で、電源構成等を小売供給の特性として電気の販売を開始する場合には、電源構成等の算定期間は、当該販売を開始した日から当該販売を開始した日が属する年度の末日（3月31日）までとする。</p> <p>② （略）</p> <p>v) <u>各種電力メニュー等に関する表示例</u></p> <p><u>上記を踏まえ、各種の電源メニュー等における、非化石証書やFIT電気等の表示の具体例を示すと次のとおり。</u></p> <p>① <u>再エネメニューの表示例（例、「再エネ100%」メニュー）</u></p>

**再エネ100%メニュー(※1)**  
**本メニューの電源構成・非化石証書使用状況**  
令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
 (内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



【FIT電気の割合を示す。  
 (3要件の(イ))】

(※1)  
 FIT 電気を含みます。(※2 参照)

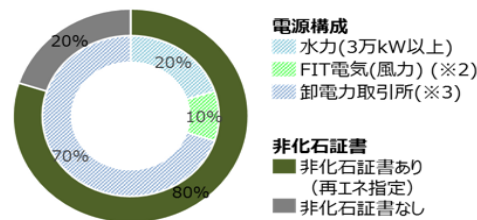
(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。

↑証書ありの場合のFIT 電気の注釈。  
 再エネ指定証書を使用する場合であっても、FIT 制度の説明が必要。(3要件の(ウ))  
 この説明は、再エネの旨の訴求の記載と近接した箇所に分かりやすく示す必要があり、媒体に応じ、注釈元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさとし、同じ視野に入るなど注釈の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。

再エネメニューについては、電源構成及び非化石証書の使用による環境価値をともに小売供給の特性とするものであるため、前記1(3)ウiv)で求められる説明を行わないことは問題となる。また、FIT 電気については、前記1(3)ウiii)で求められる必要な説明を行わないことは問題となる。

② 実質再エネメニューの表示例 (例、「実質再エネ80%」メニュー)

**実質再エネ80%メニュー(※1)**  
**本メニューの電源構成・非化石証書使用状況**  
令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
 (内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



(※1)  
 本メニューの電源は左記のとおりですが、これに再エネ指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気80%の調達を実現しています。

↑再エネ電源(FIT 電気含む。)以外の電気に非化石証書を使用して非化石証書の訴求をする場合、それと近接した箇所に電源構成表示又は主な電源種の説明を分かりやすく行う必要があり、媒体に応じ、注釈元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさとし、同じ視野に入るなど注釈の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。

(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。

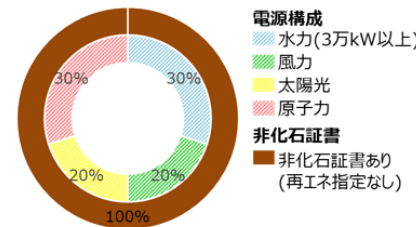
(※3) この電気には、水力、火力、原子力、FIT 電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

再生可能エネルギー電源によらない電気を調達している場合、前記1(3)ウi)②のとおり、小売電気事業者が再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用したことを理由として再生可能エネルギー電源による電気を調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示をすることは問題となる。ただし、近接した箇所に電源構成の表示又は主な電源種の表示を分かりやすく行い、かつ非化石証書の使用によるという意味であることを明確に説明している限りにおいては、実質再エネの表示は問題とならない。また、実質再エネメニューは非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とするものであるため、前記1(3)ウiv)で求められる説明を行わないことは問題となる。

なお、FIT電気については、前記1(3)ウiii)で求められる必要な説明を行わないことは問題となる。

③ CO2ゼロエミメニューの表示例(例、「CO2ゼロエミ100%」メニュー)

CO2ゼロエミ100%メニュー  
本メニューの電源構成・非化石証書使用状況  
令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



なお、「実質CO2ゼロエミ」のメニューの場合の注釈の例は以下のとおり。

(※) 本メニューの電源は左記のとおりですが、これに非化石証書を使用することにより、実質的にCO2ゼロエミッション電源〇%以上の調達を実現しています。

CO2ゼロエミメニューについては、電源構成及び非化石証書の使用による環境価値をともに小売供給の特性とするものであるため、前記1(3)ウiv)で求められる説明を行わないことは問題となる<sup>36</sup>。

また、非化石電源によらない電気を調達している場合については、上の②の例と同様であり、前記1(3)ウi)②のとおり、小売電気事業者が非化石証書を使用したことを理由としてCO2ゼロエミッションの電気を調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示は問題となる。ただし、近接した箇所に電源構成の表示又は主な電源種の表示を分かりやすく行い、かつ非化石証書の使用によるという意味であることを明確に説明している限りにおいては、実質CO2ゼロエミの表示は問題とならない。実質CO2ゼロエミメニューは非

改定後	現 行
<p>v) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>1 (3) イ iii) のとおり、小売電気事業者等が、①「〇〇地域産電力」と訴求する場合には「発電所の立地地域」を説明することが、②「地産地消」と訴</p>	<p>化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とするものであるため、前記 1 (3) ウ iv) で求められる説明を行わないことは問題となる。</p> <p><sup>36</sup> また、本例には含んでいないが、FIT電気を表示する際には、上の①②の例と同様、前記 1 (3) ウ iii) で求められる必要な説明を行わないことは問題となる。</p> <p>④ 非化石証書を使用しない場合の説明</p> <div data-bbox="1137 491 1568 810"> <p>当社の電源構成・非化石証書使用状況 令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値 (内側円：電源構成 外側円：非化石証書)</p> <p>電源構成      ■ 水力(3万kW以上)(※1)      ■ FIT電気(風力)(※2)      ■ 卸電力取引所(※3)      ■ その他(揚水含む)</p> <p>非化石証書      ■ 非化石証書なし</p> </div> <p>(※1) この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO2ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。</p> <p>↑再生電源や非化石電源に対応する非化石証書を使用していない場合、再生電源や非化石電源としての価値がないことの説明が必要。電源の表示と近接した箇所に分かりやすく示す必要があり、媒体に応じ、注釈元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさとし、同じ視界に入るなど注釈の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。</p> <p>(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。 この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO2ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。</p> <p>↑FIT電気の注釈(証書使用なし)。</p> <p>(※3) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。</p> <p>前記 1 (3) ウ i) ①及び iii) ①のとおり、小売電気事業者が、必要な非化石証書を使用しないにも関わらず、「再生エネ」や「CO2ゼロエミ」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは需要家の誤認を招くものとして問題となるものであり、電源構成として再生可能エネルギー電源や非化石電源を表示しながら必要な非化石証書の使用がない場合には、販売される電気に環境価値がないことの注釈が必要となる。</p> <p>vi) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>小売電気事業者が「〇〇地域産電力」又は「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売する場合等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合、当該</p>

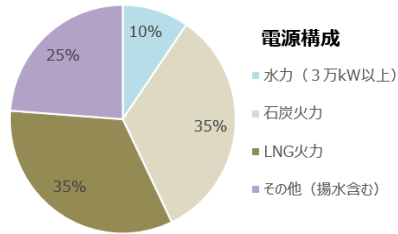
改定後	現行
<p>求する場合には「発電所の立地場所及び電気の供給地域」を説明することが、最低限必要となる（施行規則第3条の12第1項第24号）。これらについて十分な説明等をしていない場合や誤認を招く説明等を行っている場合は、問題となる。</p>	<p>特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面においても記載しなければならないが（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに施行規則第3条の12第1項第24号及び第9項並びに第3条の13第2項）、この際に留意すべき事項は以下のとおりである。</p> <p>「地産地消」とは、一般に、発電場所と供給場所との地域的同一性を前提とした概念であることから、これを訴求して需要家へ電気を販売するためには、最低限「主として特定の地域の発電所で発電した電気を、同一地域の需要家へ電気を販売し、消費すること。」という要件を満たす必要がある。また、「地産地消」という場合、一定の限定された地域において発電し消費されることが基本であり、例えば、関東地方など一定の広い地域を特定して「地産地消」とすると訴求することは望ましいものではない。「〇〇地域産電力」とは、「主として特定の地域の発電所で発電した電気」をいい、「地域」の考え方については原則として、上記「地産」と同様である<sup>37</sup>。</p> <p>一方、「地産地消」の概念については、分散型電源のように基幹系統にほとんど電気を流す必要のない範囲の電源に限定すべきではないか、また、「地産」の概念については、燃料が特定の地域のものである場合に限定すべきではないか、など様々な考え方があるものの、いずれをもって「地産地消」又は「地産」と考えるかは需要家によっても異なり、上記以上の詳細な要件を設定することは困難である。</p> <p>そこで、小売電気事業者の創意工夫の余地の拡大と需要家への適切な開示を確保する観点から、小売電気事業者が、発電所の立地地域を根拠として「〇〇地域産電力」又は「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売しようとする際には、「発電所の立地地域」（「〇〇地域産電力」と訴求する場合）又は「発電所の立地場所及び電気の供給地域」（「地産地消」と訴求する場合）を説明することが最低限必要となる（施行規則第3条の12第1項第24号）。小売電気事業者等が、「〇〇地域産電力」又は「地産地消」などと需要家に訴求しておきながら、「発電所の立地地域」又は「発電所の立地場所及び電気の供給地域」について十分な説明等をしていない場合や誤認を招く説明等を行っているような場合は、問題となる。</p> <p>なお、小売電気事業者等は、上記に加えて、どのような意味で「〇〇地域産電力」又は「地産地消」であるかについても説明し、契約締結前・締結後書面にも記載することが望ましい。例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で産出された燃料をもって発電したことを理由に「地産」と訴求するのであれば、こうした点を説明することが望ましい（ただし、小売電気事業者等によるこのような説明が虚偽であるなどの場合は、問題となる。）。また、「地産」と訴求していても、日本卸電力取引所や常時バックアップなど他者から調達した電気をを用いている場合には、こうした点も説明することが望ましい。</p> <p><sup>37</sup> ただし、連系線を利用して特定地域に立地する発電所で発電した電気を調達するため日本卸電力取引所を介して取引を行う場合、当該「地域産」であることを表示するための要件については、前述の1（3）ウ i）④（※）のとおりである。</p>

改 定 後	現 行
<p><u>エ 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示を行う場合の表示例</u></p> <p><u>1(3)イ及び1(3)ウに記載の電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、これらの情報を開示する場合の具体例を以下に示す。</u></p> <p><u>前述のように、小売電気事業者は電源構成に加えて非化石証書の使用状況の情報も開示することが望ましい。このことを踏まえて、電源構成と非化石証書の情報を一つのグラフ内で示す例と、二つのグラフを併記する例を示す。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、注釈については、電源構成の表示と近接した箇所に分かりやすく表示することが望ましい。近接した箇所の分かりやすい表示と言えるためには、媒体に応じて、見やすい文字の大きさとし<sup>31</sup>、注釈元の表示と同じ視野に入るなど注釈の対応関係が明瞭に認識できる箇所<sup>32</sup>に記載するものとする。</u></p> <p><sup>31</sup> <u>例えば、手に取って見る印刷物の場合には日本産業規格Z8305に規定する8ポイント未満の大きさの文字では十分ではなく、注釈元の表示の大きさとバランス等によってはこれよりも大きい文字とすることも必要となり得る。</u></p> <p><sup>32</sup> <u>例えば、パソコンでのホームページの表示の場合にはスクロールを要しない箇所などをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>

i) 表示例. 1

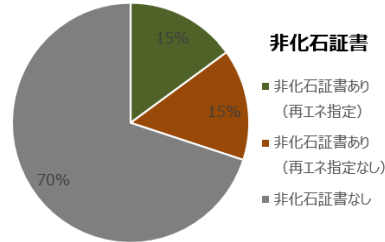
当社の電源構成

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値



当社の非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値



当社は水力電源を〇%とする〇%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量 (〇kWh) のうち、このメニューによる販売電力量 (〇kWh) 及び非化石証書使用量を含んだ数値です。(令和〇年度 (令和〇年4月1日～令和〇年3月31日) の実績値)

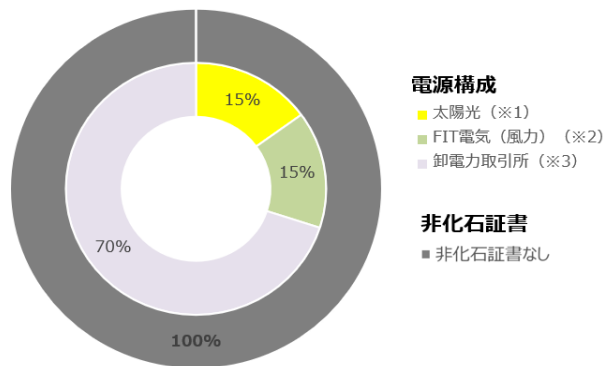
(注1) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。  
 ①〇〇電力 (株) の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気 (常時バックアップ) については、同社の令和〇年度の電源構成に基づき仕分けています (今後、令和〇年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)。  
 ②他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱いとしています。

(注2) 当社の令和〇年度のCO2排出係数は〇〇です (単位: 〇kg-CO<sub>2</sub>/kWh)。  
 当社は再エネ指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気〇%の調達を実現しています。

ii) 表示例. 2

当社の電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
 (内側円: 電源構成 外側円: 非化石証書)



(※1) この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO<sub>2</sub>排出量を持った電気として扱われます。

(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。  
 この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO<sub>2</sub>排出量を持った電気として扱われます。

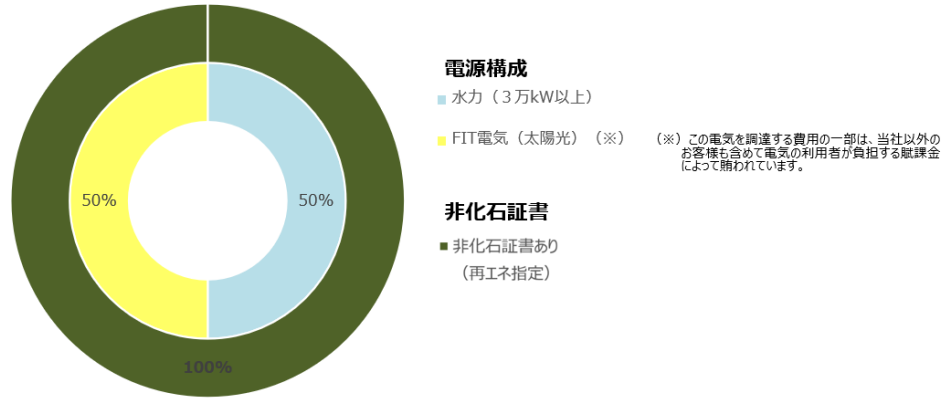
(※3) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

当社は水力電源を〇%以上とする〇%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成及び非化石証書使用状況は上記のとおりです。

iii) 表示例. 3

再エネ100%メニュー  
本メニューの電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)

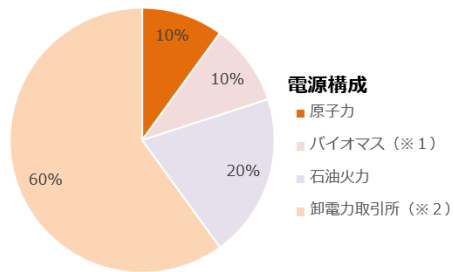


iv) 表示例. 4

実質CO2ゼロエミ80%メニュー

本メニューの電源構成

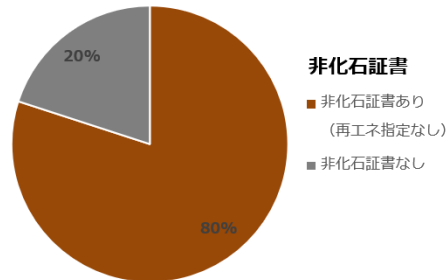
令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値



実質CO2ゼロエミ80%メニュー

本メニューの非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値



(※1) この電気には再エネ指定の非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値は有していません。

(※2) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

(注) 本メニューの電源構成は上記のとおりですが、これに非化石証書を使用することにより、実質的にCO2ゼロエミッション電源80%の調達を実現しています

改 定 後	現 行
<p>2～6 (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 供給条件の説明</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 供給条件の説明の程度及び方法</p> <p>供給条件の説明義務を課す目的は、需要家が料金その他の供給条件について十分に理解した上で、契約を締結することができるようにすることである。つまり、単に情報を伝達するだけでなく、需要家はその情報を十分に理解した上で、適切な判断ができるようにすることが、その趣旨である。</p> <p>したがって、説明とは、単に小売電気事業者等が説明すべき事項に関する情報を需要家が入手できる状態とする、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分であり、需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要である。また、小売事業者等が需要家に契約内容を説明するに当たっては、需要家の知識や経験、小売供給契約を締結する目的に照らして、需要家に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない(施行規則第3条の12第6項)。</p> <p>一方、小売電気事業者と需要家が契約を締結するに当たっては、小売電気事業者からの説明に対し、需要家からの質問や契約締結の意思表示がなされること等、小売電気事業者と需要家の間の双方向でのやりとりが生じる。このため、口頭や電話による説明の方法に限らず、インターネットのウェブサイト上で説明事項を需要家に閲覧させるいわゆるオンライン・サインアップによる説明の方法39や、ダイレクトメール・パンフレット等に説明事項を記載し、需要家にこれを読ませた上で小売供給契約の申込みを受け付ける場合における、当該ダイレクトメール等による説明の方法であっても、需要家に分かりやすい説明事項の記載を行う、需要家が理解したことを確認するなど、適切な対応を取ることににより、説明義務を果たすことは可能と考えられる。</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 説明事項の一部省略が認められる場合</p> <p><u>小売電気事業者又は取次業者は、既に締結されている小売供給契約を更新又は変更しようとするときにおいても、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、需要家に説明しなければならない(施行規則第3条の12第3項)。ただし、以下に述べる契約の更新や契約の変更の場合においては、説明事項について一部省略</u></p>	<p>2～6 (略)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 供給条件の説明</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 供給条件の説明の程度及び方法</p> <p>供給条件の説明義務を課す目的は、需要家が料金その他の供給条件について十分に理解した上で、契約を締結することができるようにすることである。つまり、単に情報を伝達するだけでなく、需要家はその情報を十分に理解した上で、適切な判断ができるようにすることが、その趣旨である。</p> <p>したがって、「説明」とは、単に小売電気事業者等が説明すべき事項に関する情報を需要家が入手できる状態とする、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分であり、需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要である。また、小売事業者等が需要家に契約内容を説明するに当たっては、需要家の知識や経験、小売供給契約を締結する目的に照らして、需要家に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない(施行規則第3条の12第6項)。</p> <p>一方、小売電気事業者と需要家が契約を締結するに当たっては、小売電気事業者からの説明に対し、需要家からの質問や契約締結の意思表示がなされること等、小売電気事業者と需要家の間の双方向でのやりとりが生じる。このため、口頭や電話による説明の方法に限らず、インターネットのウェブサイト上で説明事項を需要家に閲覧させるいわゆるオンライン・サインアップによる説明の方法39や、ダイレクトメール・パンフレット等に説明事項を記載し、需要家にこれを読ませた上で小売供給契約の申込みを受け付ける場合における、当該ダイレクトメール等による説明の方法であっても、需要家に分かりやすい説明事項の記載を行う、需要家が理解したことを確認するなど、適切な対応を取ることににより、説明義務を果たすことは可能と考えられる。</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 説明事項の一部省略が認められる場合</p> <p>以下に述べる契約の更新や契約の変更の場合においては、説明事項について一部省略することが認められる。また、これらの場合における説明の方法については、<u>前述の1(2)に準ずることとなるが、小売電気事業者等からの説明の方法をあらかじめ原契約に定めておくことにより、その方法により説明することも可能である。</u></p>

改 定 後	現 行
<p>することが認められる。また、これらの場合における説明の方法については、<u>1(2)</u>に準ずることとなるが、小売電気事業者等からの説明の方法をあらかじめ原契約に定めておくことにより、その方法により説明することも可能である。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次に述べる軽微な変更をする場合を除く。）には、小売電気事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる（施行規則第3条の12第4項）。例えば、これまで小売電気事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。</p> <p>なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識しやすい方法で伝達する必要があり、<u>例えば、以下のような方法では十分な説明がなされたとはいえないと解される。</u></p> <p><u>①検針票や請求書の裏面に小さな文字（日本産業規格Z8305に規定する8ポイント未満の大きさの文字）で変更しようとする事項を記載するだけの方法</u></p> <p><u>②電子メールや、携帯電話のショートメッセージを送信する方法により変更しようとする事項を通知する際に、当該変更しようとする事項の具体的な内容に一切触れず、ホームページ等へのリンクのみを掲載する方法</u></p> <p><u>(※)通知する際に、変更しようとする事項を簡潔に記載しつつ、ホームページ等へのリンクを掲載していたとしても、リンク先のホームページ等において、当該変更しようとする事項に係る具体的な説明の記載や資料の掲載がない場合も、十分な説明がなされたとはいえないと解される。</u></p> <p>iii)・iv) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>i) (略)</p> <p>ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次に述べる軽微な変更をする場合を除く。）には、小売電気事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる（施行規則第3条の12第4項）。例えば、これまで小売電気事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。</p> <p>なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識しやすい方法で伝達する必要があり、<u>例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字（日本産業規格Z8305に規定する8ポイント未満の文字）で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。</u></p> <p>iii)・iv) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>